

高等学校における通級による指導

～兵庫県の生徒がなりたいたい自分に近づくために～



はじめて通級による指導を担当する先生のための

安心スタートガイド

生徒が「なりたいたい自分」に近づくために、先生の“はじめて”を応援。
通級による指導における疑問や不安を解決します！



はじめて通級による指導を担当する先生へ

「何から始めればいいのかろう？」

「通級による指導は教科書がない中で、どんな指導をすればいいのか？」などの
疑問や不安を抱えておられませんか？

「実態把握ってどうすればいい？」「本人や保護者にどう説明すればいい？」と、
これまで通級による指導を担当してきた先生方も、最初は同じような疑問や不安を抱え、
手探りのなかでのスタートだったと語られています。

通級による指導をするうえで大切なことは、先生が一人で抱え込まないことです。

管理職のリーダーシップのもとで特別支援教育コーディネーターや
協力校（特別支援学校）の先生の協力を得て、
担任や教科担当等の周りの「仲間」を増やしていくことが、
生徒へのよりよい指導・支援へとつながります。

生徒に変化が見られたとき、「やってよかった」と
生徒と周りの先生方と一緒に喜ぶ瞬間に出会えると報告されています。

この『安心スタートガイド』は、先生の“はじめて”を応援するために
県内の通級指導担当教員の先生方の協力により、

1年間の手続き等の流れや指導のヒント、困ったときの対応例等を集めて作成しています。
本ガイドが、先生のこれからの実践に寄り添い、スタートを支える一助となればうれしく思います。

通級による指導とは？	P 1	<u>CHAPTER 02 通級による指導（自立活動の指導）</u>	
通級による指導を受けた卒業生の語り	P 2	自立活動の内容（6区分）	P13
<u>CHAPTER 01 1年間の流れ</u>		通級による指導（自立活動の指導内容例）	P14
通級による指導1年間の流れ（例）	P 3	具体的には、こんなことをしています	P15
①入学前の本人・保護者への説明	P 4	兵庫版KASAモデル	P16
②本人・保護者との面談【注意点】	P 5	<u>通級指導担当教員のよくある困りごと&対応例</u>	
③生徒の実態把握	P 6	①自立活動の指導について	P17
④校内委員会での検討		②保護者への理解啓発について	P18
（通級による指導の開始の判断）	P 8	③関係機関との連携について	P19
⑤「個別の教育支援計画」の作成	P 9	【参考資料】	P20
⑥「個別の指導計画」の作成	P10		
⑦校内研修会実施・教職員全体の共通理解	P11		
教職員全体における共通理解のポイント	P12		

通級による指導を担当してきた先生方の声（当初の疑問や不安、など）

何から始めればいいのか、分からなかった。

管理職の理解や
協力が大きかったです。

最初は教科書がないことに戸惑いました。

最初は、校内に一人しかいないことが不安です。
一緒に考えているくださる先生がいると安心でき
ると思います。

他校の通級指導担当の先生に
相談したことが救いでした。



協力校の先生に相談できて
すごく助かりました。

通級による指導とは？

POINT
01

通常の学級に在籍し、週に数時間程度、障害の状態に応じた指導（自立活動の指導）を特別の指導の場（通級指導教室）で行います。特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができます。

POINT
02

生徒が学校が定める個別の指導計画に従って、通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認めなければなりません。



なりたい自分に近づくために

通級による指導を受けた卒業生の語り

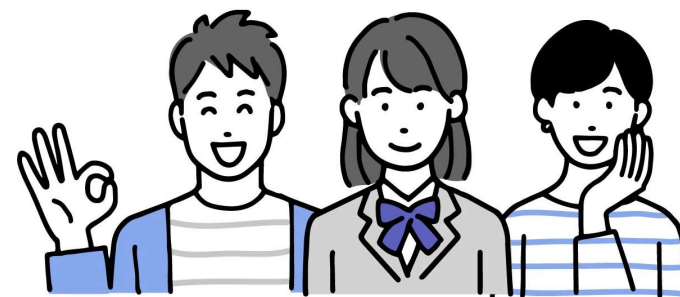
自分の得意・不得意を言葉にし、よいところ、よくないところを客観的に考えることができました。

通級による指導は、自分を変えるための努力を助けてくれる場所でした。

困った時は、誰かに相談していいんだということを知りました。

もっと早く、そういう先生（通級指導担当教員）に出会いたかったです。

周りとの会話が弾むようになり、自分は変われるんじゃないかという期待が持てるようになりました。



CHAPTER 01

1年間の流れ

「何から始めればいいのかろう？」
という疑問に答えるために、
年間の主な業務内容を掲載しています。
まずは、1年間の見通しを持ちましょう。

通級による指導 1年間の流れ（例）



- ・すべての生徒に分かりやすいユニバーサルな授業づくりに基づく授業改善
- ・特別の配慮や支援を必要とする生徒のために、個に応じた指導・支援、合理的配慮の提供等柔軟な対応

- 学校のホームページや学校説明会等を通じて、通級による指導について説明・周知する。
- 入学者説明会の際に、通級による指導の内容等について説明・周知する。
- 「サポートファイル」や「個別の教育支援計画」の提出を求める。





- 本人・保護者が通級による指導（自立活動）を受けることに対して抵抗感を持っている場合が考えられるので、履修の説明の際には特に配慮が必要
- 面談の実施は、用意周到な事前準備をしてから臨む。面談の説明項目と内容が重要である。
- 事前に何をどこまで話すのかを漏れないようにメモ書きしておくといよい。
- 面談の出席者は、本人・保護者、担任、学年主任、通級指導担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等が考えられるが、学校の実情に応じて決める。

実態把握は、生徒の「苦手なことや不得意なことを明らかにする」ことが目的ではなく、「得意なことや、良さを明らかにする」ために行うという観点が大切である。また、実態把握の方法は大きく3つに分けられる。

方法（1）行動観察による実態把握

右の表に挙げている項目をもとに、対象生徒の行動を観察する。継続的に記録を取り、よい変容を見取ってほめることにつなげる。

校内で情報共有できるような実態把握のフォーマット等があります！



(高等学校における生徒の実態把握チェックシート)

文	字	字の大きさやバランス、線の滑らかさ、筆圧、形の正確さ、表記の正確さ、消し方
作	文	文量、内容（テーマ、文法、語彙、表現技法、展開）
作	品	テーマ、形のとり方、構成、作業の正確さ・丁寧さ、色づかい
姿 勢 ・ 運 動		姿勢のとり方や持続、体の動きの滑らかさ、道具（筆記具、楽器・はさみなど）の扱い方、運動技能、他者との距離
身 だ し な み		洋服の着方、靴や靴下のはき方、髪型、衣類の汚れ・におい
持 ち 物 管 理		ロッカー・鞆・机の引出しの中の状態、机上の状態、机周りの状態、課題等の提出状況、登下校時の持ち物の状況
意 欲 ・ 積 極 性		自発的な取組の程度、指示への対応の様子
注 意 ・ 集 中		注意の向け方、持続の程度
教 員 の 関 係		教員からの働きかけに対する反応、生徒から教員への働きかけの内容の様子
友 人 と の 関 係		友人の言動に対する反応の様子、相手への関わりの様子、グループ活動での様子
学 習 中 の 様 子		指示や内容の理解、記憶の保持の程度、発言（発音、内容、説明の仕方）、音読の流暢さ・正確性、計算問題の解答状況、手順や段取り

方法（2）情報収集

本人・保護者から、成育歴や障害の状態、療育、教育歴、家庭での様子等を聞き取り、学校生活以外の場面での様子を把握する。これらの聞き取りは、意図を明確に説明し、本人・保護者の理解を得ながら行うことが必要

方法（3）検査

検査では、生徒の情報の受け止め方、感じ方、理解の仕方などの認知的な特性の詳細を把握することができる。各種検査の例は右図を参照のこと

高等学校段階で活用できる各種検査の例

領域	内容
知能	<p>知能の水準や個人内の偏りを把握する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ウェクスラー式知能検査（WISC-IV、WAIS-IV） ●田中ビネー知能検査VI など
認知過程等	<p>認知過程を包括的に分析したり、想定される困難さ（聴覚音声系・視覚運動系）に特化して発達水準を把握したりする</p> <ul style="list-style-type: none"> ●KABC-II 心理・教育アセスメントバッテリー ●DN-CAS 認知評価システム など
行動・社会性	<p>障害特有の状態を把握するなど、気づきや観察からさらに焦点を絞った評価を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自閉症スペクトラム指数（AQ）日本版（成人版） ●ADHDの診断基準に基づく「ADHD-RS-IV」 ●ASA 旭出式社会適応スキル検査

（大阪府教育委員会,2020 参照）

- 担任、教科担当等の観察により特別な配慮や支援が必要と思われる生徒を検討の対象と考える。
- 本人・保護者が通級による指導を受けることを希望することにより検討する。→P18通級指導担当教員のよくある困りごと&対応例②参照
- 中学校における通級による指導を受けていた生徒及び「サポートファイル」や「中・高連携シート」、「個別の教育支援計画」により支援の引継ぎのあった生徒について検討する。



学校と保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画であり、障害のある子どものニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、乳幼児期から学校卒業後までを通して一貫して的確な支援を行うことを目的として策定する。

また、乳幼児期から学齢期、卒業後までの縦の連携、及び保健、医療、福祉、就労等の横の連携を図ることにより、発達障害のある子どもの継続的な一貫した支援を行うことを目的として、相談・支援の情報が時系列に集積された「サポートファイル」と連動させることも大切である。

(兵庫県教育委員会 特別支援教育課)

(別紙様式1)

個別の教育支援計画Ⅰ (フェイスシート)

兵庫県立〇〇高等学校

年度	記入者名		年度	記入者名	
ふりがな 生徒名		性別	生年月日	年 月 日 (歳)	
住所					
連絡先 Tel	自宅		携帯 (本人)		
障害・身体・ 健康の状況					
診断名			診断日	年 月 日	
医療機関			診断時年齢	歳 カ月	
手帳の有無	療育手帳	あり (A・B1・B2)	年 月 日	交付 / なし	
	身体障害者手帳	あり (種 級)	年 月 日	交付 / なし	
	精神障害者保健福祉手帳	あり (級)	年 月 日	交付 / なし	
保護者	名前			本人との関係	
	住所				
	連絡先 Tel	自宅		携帯	
緊急連絡先			電話番号		
家族構成	名前	生年月日		本人との関係	

1年間の流れ⑥

「個別の指導計画」の作成

特別の配慮や支援を要する生徒への指導を行うためのきめ細かい計画であり、生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、各学校において、これに基づいた指導等を行う。

通級指導担当教員は、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの助言を参考にし、長期目標や短期目標、指導内容及び指導方法を明確にし、生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。

(別紙様式2)

年度 個別の指導計画 (通級による指導用)

兵庫県立〇〇高等学校 作成年月日 年 月 日

年 組 番	生徒名	年 齢	記入者
教科		生徒の実態・学習上又は生活上の困難	
全教科			
学習面 (学びの困難のある教科については具体的に記入)			
情緒・行動面			
対人・コミュニケーション面			
日常生活の様子			

自立活動について (前期)	
1 計画	
長期目標	
前期の目標	
評価の方法	
学習内容 具体的な手立て	指導区分 (指導区分に○) 健康の保持 心理的な安定 環境の把握 人間関係の形成 身体の動き コミュニケーション
通級による指導 の時間以外の場 における配慮等	

(兵庫県教育委員会 特別支援教育課)

校内研修会の内容具体例

通級による指導を学校全体で進めるために、次のようなものがあります。

- 発達障害の特性理解と支援
- すべての生徒に分かりやすいユニバーサルな授業づくり
- 基礎的環境整備
- 合理的配慮の提供
- 応用行動分析学（ABA）の視点に立った生徒理解と指導・支援 等

このような内容を理解啓発することで、障害が個人の心身機能にあるのではなく、社会の障壁（バリア）によって生じるという「障害の社会モデル」に基づき、教職員の通級による指導に対する理解を深めることが期待できます。

教職員全体における共通理解のポイント

通級指導担当教員は、特別支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、学級担任との定期的な情報交換等により、両者の連携・協力が図られるよう十分に配慮する必要がある。

【生徒情報交換会の実施】

通級指導担当教員や担任、関係者等で生徒情報交換会等を開催し、特別な配慮や支援を必要とする生徒、通級による指導を受けている生徒の情報共有や指導・支援内容を検討

【職員室等に特別支援教育に関する専門書ブース設置】

専門書「通級による指導」「ソーシャルスキルトレーニング」等の閲覧ブース設置

【ゲストティーチャー制】

通級指導担当教員以外の担任等の教員が通級による指導の授業に参加

【授業見学】

通級指導担当教員が生徒の在籍学級に行き、授業見学

【情報共有】

通級による指導の内容の記録等を担任等と共有



担任が通級による指導に参加

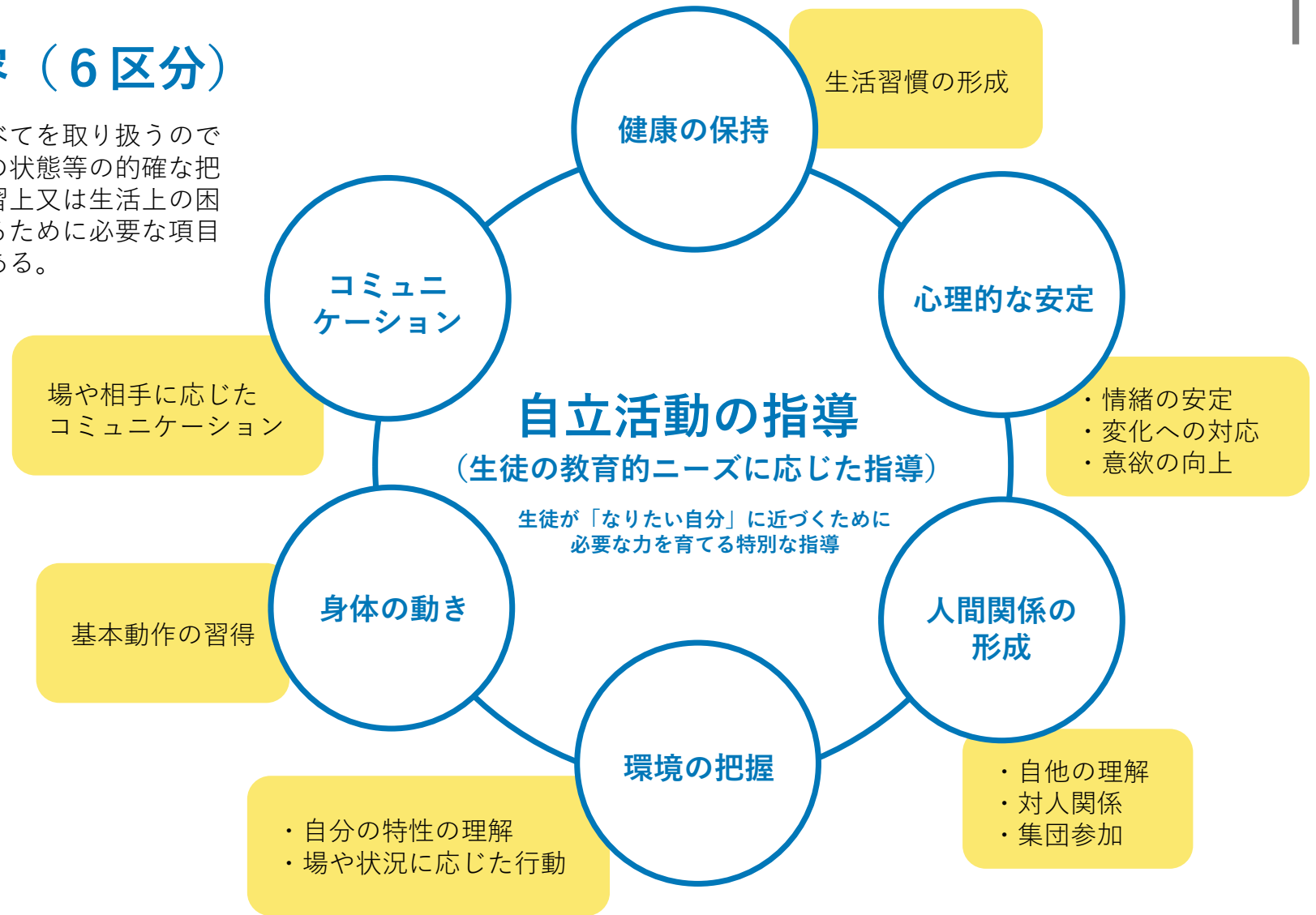
CHAPTER 02

通級による指導（自立活動の指導）

高等学校における通級による指導は、
特別支援学校の教育課程「自立活動」に
相当する指導とされています。

自立活動の内容（6区分）

各教科等のようにそのすべてを取り扱うのではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。



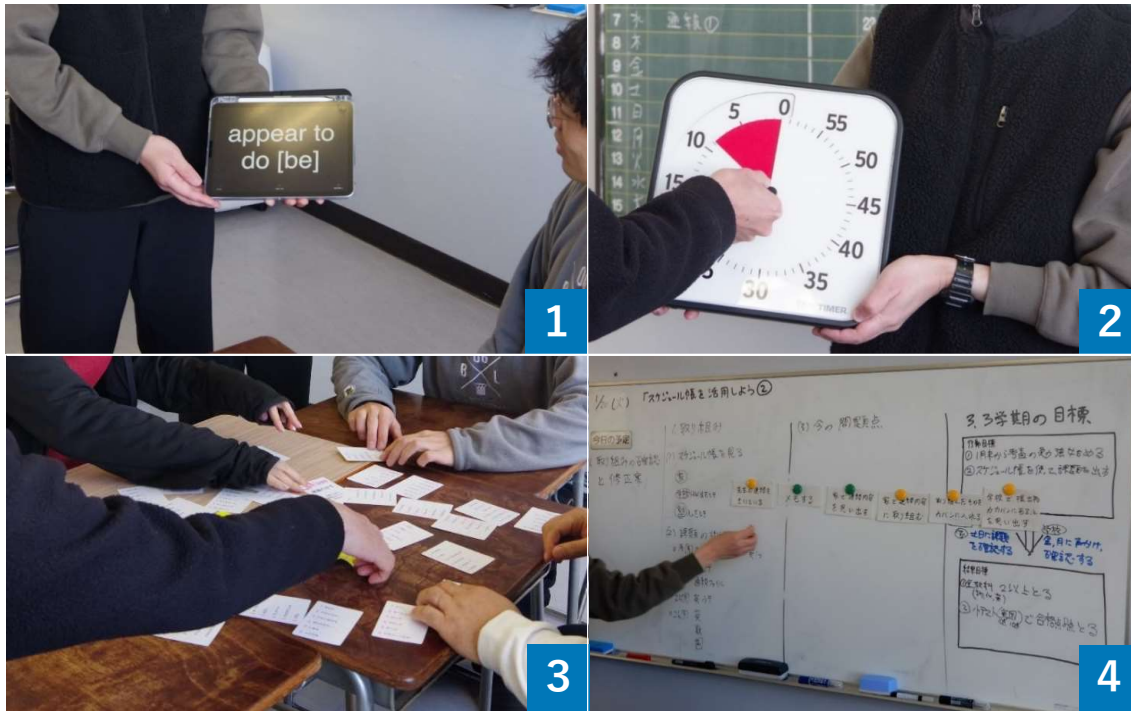
通級による指導（自立活動の指導内容例）

14

指導内容	ねらい
障害認識や自己理解	自分の特性を理解し、自分に合った学習や生活の方法を考えることにより、自己肯定感や自己有用感を育て、二次的な障害を予防する。
ソーシャルスキル	コミュニケーション力や感情のコントロールを身に付け、円滑な社会生活と自己解決能力を高める。
ライフスキル	社会的自立と自己管理能力を高め、職業選択・職業生活に必要な力を育成する。
学習スキル	自分の特性を理解し、自分に合った学習方法を身に付けることにより、課題解決に向けた前向きな姿勢を育てる。日常生活や社会生活に必要な知識や情報あるいは体験の不足を補う。

※通級による指導では、学校教育法施行規則第140条等に規定される特別の教育課程を編成して指導・支援を行います。特別支援学校の教育課程「自立活動の指導」を参考に指導をします。

具体的には、こんなことをしています



- 1 : 自分に合った英単語の覚え方を学習
(環境の把握)
- 2 : タイムタイマーを用いて集中できる時間を
設定する (心理的な安定)
- 3 : カードを用いて語彙力を高めるための学習
(人間関係の形成・コミュニケーション)
- 4 : カードを用いて優先順位を決める
(環境の把握・心理的な安定)

通級指導実践事例集



(兵庫県教育委員会, 2021)

高等学校教員のための「通級に
よる指導」ガイドブック
おさえておきたい Q & A



(独立行政法人国立特別支
援総合研究所, 2020)

通級による指導（自立活動の指導）は、生徒一人一人のニーズに応じたオーダーメイドの指導であり、生徒の実態に応じて、教材を作成する。

兵庫版KASAモデル

高校生に付けさせたい力（高等学校における通級による指導の柱「KASA（鳥居,2024）」）

K 知る：生徒自身が必要に応じて能動的に知る

- ・卒業後に自力で生きていくために、利用可能な福祉サービスや地域の社会資源（リソース）についての知識を持つこと。
- ・ハローワークや若者サポートステーション、就労移行支援事業所やジョブコーチなどの支援制度を知っておくことが、卒業後の生活を支える鍵となる。
- ・教師が教え込むだけでなく、生徒自身が「自分の生活に利益がある」という自覚を持ち、自ら知ろうとするモチベーションを育てることが重要

A アドボカシースキル：自分の権利を守る力。自己理解と援助要請力

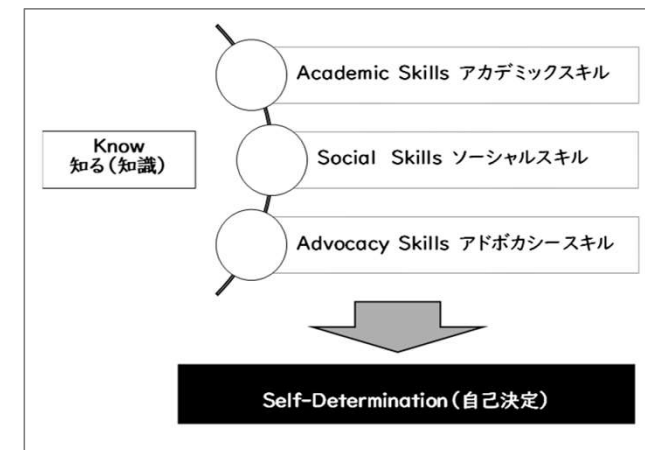
- ・自分の得意・不得意を把握する「自己理解」に基づき、必要な場面で適切なサポートを求め、その理由を相手に説明する力のこと
- ・単に失敗を避けるのではなく、失敗を学びにつなげることで「どこまでが自分の力で、どこに援助が必要か」を生徒自身が理解することをめざす。
- ・これは「当事者の意思表示」を前提とする合理的配慮を受けるためにも、卒業後の自立のためにも不可欠な「自分を守る力」とされている。

S ソーシャルスキル：人とうまく関わっていくための基本的な技能

- ・他者と円滑に関わり、トラブルを避けるための基本的な技能
- ・高校生の発達段階に合わせ、「面接の受け方」「報告・連絡・相談（ホウレンソウ）」「困った時に助けを求めるスキル」といった実践的な内容が中心となる。
- ・指導には、教示、見本、練習、実行、フィードバックというステップ（SST：ソーシャルスキルトレーニング）が用いられる。

A アカデミックスキル：自立のために必要な読み書きなどの学力

- ・生徒のニーズに合わせ、通常の教育課程では不十分なスキルを補う指導を指す。（教科の補習ではない）
- ・具体的な内容は生徒によって異なり、基礎学力が不足している場合は「読み・書き」の基本指導を行い、大学進学をめざす場合は「学習のプランニング」や「メタ認知（自分の学習状況を客観的に把握すること）」などの戦略的な指導を行う。



図：高等学校における通級による指導の柱（KASA）

通級指導担当教員の よくある困りごと & 対応例

通級指導担当教員のよくある困りごと & 対応例①

●自立活動の指導について

Q 生徒が「困っている」状況を、「困っている」と言えない場合、どのように対応すればよいですか？

A 生徒が言葉で「困っている」と言えない場合、表情や行動の変化、提出物の遅れなどのサインを見逃さないことが大切です。生徒の課題を言語化し、「どうすればよかったのかな？」と一緒に考え、相談する場面を想定し、困っていることを他者に言葉で伝える練習を生徒と一緒にいきましょう。

Q 生徒が「なりたい自分」のイメージを持っていない場合、どのように対応すればよいですか？

A 「将来どんな仕事をしてみたい？」といった考えやすい質問から、「なりたい自分」のイメージを具体的にしていきましょう。最初は、漠然としたイメージかもしれません。自己理解を深め、本人の強みや特性を言葉にし、一緒に具体案を考える中で現実的な「なりたい自分」を見つけていくのも通級による指導の重要な役割です。

Q 生徒が今の悩み事を話し、予定どおり通級による指導の授業が進まないときはどのように対応すればよいですか？

A 通級による指導は生徒のニーズに応じることが目的です。必ずしも「予定通り」進まないこともあります。生徒が、今悩んでいることや課題を自ら通級指導担当教員に打ち明けるタイミングは、自己理解を促す良い機会になることもあります。話を聞きながら、内容を視覚的に整理したり、状況を一緒に振り返ったりすることで自分を客観的に捉えることにつながります。

通級指導担当教員のよくある困りごと & 対応例②

●保護者への理解啓発について

Q 保護者に通級による指導の必要性をどのように理解啓発すればよいですか？

A 本県では高等学校における通級による指導を、「なりたい自分に近づくために」というテーマで取り組んでいます。まずは、学校のホームページや学校説明会等を通じて、すべての保護者に通級による指導の目的や指導内容を丁寧に伝えることが大切です。保護者によっては、これまでの経験から周囲の理解や受け止め方への不安があるかもしれません。保護者の思いに寄り添いながら、通級による指導の具体的な成功事例を紹介することが大切です。通級による指導を受けることによって、進学や就労の際に不利益な取扱いをされることはありません。

Q 通級による指導の対象となる生徒は「障害」の診断が必要ですか？

A 高等学校における通級による指導は、医師による診断や手帳の取得等を実施要件とはしていません。医学的な診断の有無にとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要です。校内委員会における検討等を踏まえ、本人・保護者との十分な話し合いの機会を持ち、意向を尊重し、実施の判断をすることになります。

通級指導担当教員のよくある困りごと & 対応例③

●関係機関との連携について

Q 外部の関係機関に助言を仰ぐ等連携を図りたいのですが、どのようなことに留意すればよいですか？

A まず、通級指導担当教員が一人で悩み、抱え込まないことが大切です。外部機関との連携は生徒の支援を考える上で重要です。協力校の特別支援学校や支援マップ等を参照し、相談してください。ただし、生徒の個人情報に関わる内容を共有するため「守秘義務（秘密を守る義務）」があります。専門家の助言を仰ぐ場面や関係者によるケース会議は、全員に「守秘義務」が生じます。医療機関等に助言を仰ぐ場合は、本人・保護者の同意を得ていることが条件です。

特別な支援を必要とする生徒に関する相談・支援

心の教育推進センター（兵庫県立総合教育センター内）

（１）特別支援教育相談

障害のある生徒の教育的ニーズに対応するための電話相談及び来所相談
0120-332-558 平日・9:00~17:00（12/29~1/3を除く）

（２）ひょうご専門家チームの派遣

LD、ADHD等に関する相談のうち、学校園への支援が必要な場合
問合せ先：0795-42-6556



兵庫県内の支援マップ

困ったとき、迷ったときに、相談にのってくれる場所があります。各地域の身近な相談窓口はこちらからご覧いただけます。



(参考資料)



▲兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応 (H31.2)



▲高等学校の通級による指導(R2.3)



▲高等学校から卒業後へ支援をつなぐために高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド(R3.3)



▲通級指導実践事例集～高等学校における通級による指導～ (R3.3)



▲連携による実践普及啓発リーフレット (R4.3)



←兵庫県教育員会特別支援教育課のHPでは、上記の参考資料以外にも各リーフレット等、通級に関する情報を掲載しています。詳細はこちらからご覧ください。

このガイドに関する問合せ先

TEL : 0795 (42) 3449

兵庫県立総合教育センター 特別支援教育研修課
〒673-1421 兵庫県加東市山国2006-107